令和2年5月29日

市内居宅系介護サービス事業所　各位

清須市健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時的取扱い（モニタリング及びサービス担当者会議等）の今後の取扱いについて（通知）

居宅介護支援業務におけるモニタリング及びサービス担当者会議等については、令和２年３月４日付高齢福祉課長通知により、臨時的取扱いとして通知しておりますが、愛知県の緊急事態宣言解除に伴い、今後の取扱いについて下記のとおりとします。

記

モニタリング及びサービス担当者会議等については、6月より通常どおり行うことを基本とします。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、臨時的取扱いは継続し、電話等による代替手段も認めるものとし、関係者の人数を少なくして、対応するなど代替措置も可能とします。

代替措置を適用する場合であっても、従前どおり他事業所のサービス担当者等と緊密な連絡を図り、利用者の状況把握等を確実に行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を詳細に記録しておくことが必要です。

なお、臨時的取扱いは、今後の状況に応じて終了するものとします。終了の時期につきましては、「きよすレインボーネット」でお知らせします。

※今回の対応に限らず、随時「きよすレインボーネット」で情報等を掲載いたしますので、この機会に是非ご登録ください。

連絡先：介護保険係
052－400－2911